情報工学演習 II 森先生の課題

1 学問の自由と個人の権利の観点からの見解

まず1つ目の記事について、法律改正の前後に関わら ず機械学習のために著作物を利用する行為がここまで認 められていることを初めて知り驚いた. これが機械学習 の法律上認められている学問の自由であると認識できた. そのうえで、学生の論文発表が炎上した件について、法 律的に学問の自由が幅広く認められていることは嬉しい と思う一方で、著作権者への配慮が欠けているのではな いかと思われる. 学生は、自分の持つ権利の上で論文を 作成した. 他者によるさらなる研究を容易にするために も使用した作品の出典を公開することは問題ない行為と 言えるだろう. ゆえに学生は論文発表で炎上した内容で 責められる筋合いはないと考える. 一方で、著作者にとっ ては内輪で楽しんでいたコンテンツがいきなり大衆に晒 された訳だから、論文発表に批判的になるのも合理的で ある. 結局, どちらがどう悪いかを議論するのではなく, この炎上は学問の自由がもたらした事件であり、同じよ うな事件を起こさない方法を考えるべきだと考える. 法 律上では,機械学習のために著作物を利用する際著作権 者の利益を不当に害してはならないことになっている. し かし、1つ目の記事のまとめにあるように、「著作権者の 利益」は著作物の受領者が当該著作物によって満足する ことと引き換えに支払う対価の保障である. つまり、著 作権者に対する個人の権利への侵害について制限する記 述がない. 私は今回起きた事件の一因はそこにあると考 え,個人の権利を守る項を法律に加えるべきではないか と考える.